

国保だより

－3月・7月・10月の年3回発行－

編集・発行 福島市市民・文化スポーツ部国保年金課

●「国保だより」バックナンバーのご案内 「国保だより」のバックナンバーを市のHPIに掲載します
 ますのでご覧ください

福島市国保だより 103号

(令和2年4月末現在)

国保世帯数 35,256世帯

被保険者数 54,220人

国民健康保険についての
 問い合わせは
 福島市役所国保年金課へ
 電話 525-3735
 525-3773

国民健康保険および後期高齢者医療制度における 傷病手当金の支給について

給与等の支払いを受けている福島市国民健康保険および福島県後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与の全部、又は一部を受け取ることができなかつた場合、傷病手当金が支給されます。

対象者

被用者(給与の支払いを受けている人)である被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方

対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

支給額

(直近の連続した3か月間の給与収入の合計額÷勤務日数)×2/3×支給対象日数

※支給額には上限があります

※給与の全部または一部を受け取ることができる場合には、傷病手当金の額が調整されたり、支給されない場合があります

適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

申請方法

申請には次の書類が必要です。

【国民健康保険】

- ① 国民健康保険傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- ② 国民健康保険傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
- ③ 国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
- ④ 国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

【後期高齢者医療制度】

- ① 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
- ② 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
- ③ 後期高齢者医療傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773
 高齢者医療係 ☎525-3724

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する国民健康保険税の減免について

●減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が一定程度減少するなどした世帯を対象に、国民健康保険税の減免を行います。

対象者は下記に記載の要件に該当する方となります。

申請方法など詳しくは、福島市役所ホームページに掲載しております。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次のア～ウ全てに該当する世帯
 - ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の3/10以上であること
 - イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※非自発的失業者軽減制度に該当する世帯は、上記減免の対象外となる場合があります。

●減免割合

①に該当する場合：全額減免

②に該当する場合：A. 対象保険税額×B. 減免割合＝保険税減免額

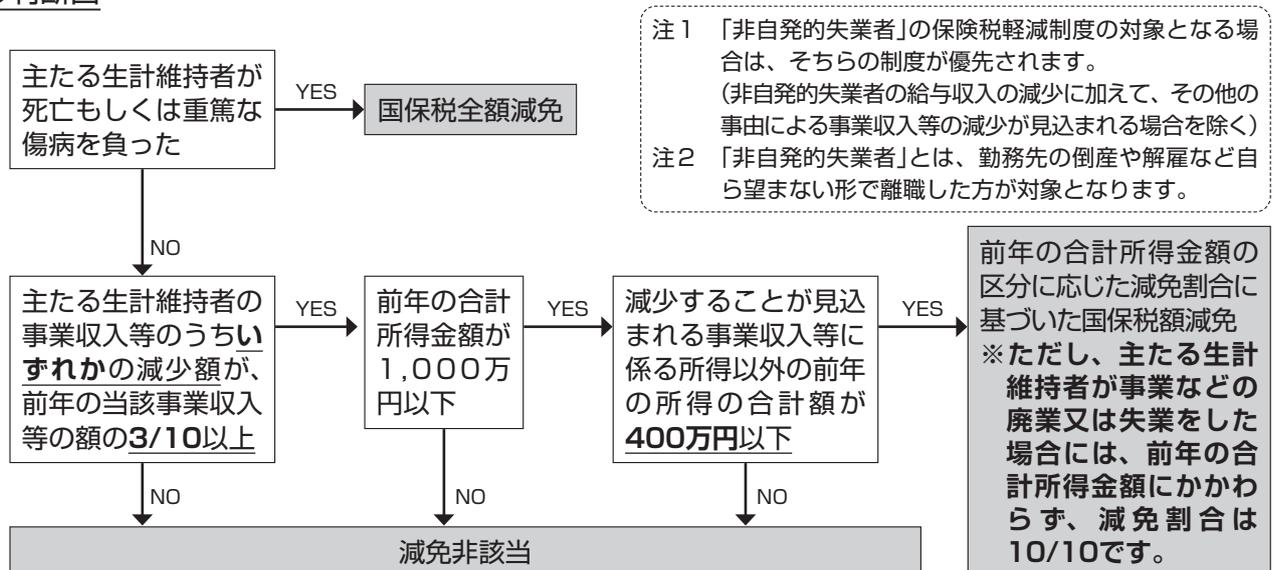
A. 対象保険税額＝ $\frac{\text{当該世帯の保険税額} \times \text{減少が見込まれる事業収入等の前年度所得金額}}{\text{当該世帯の前年の合計所得金額}}$

B. 減免割合

前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	10/10	8/10	6/10	4/10	2/10

※令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが減免の対象になります。

●判断図



※前年の所得に関する申告がない方が世帯にいと、減免できない場合がありますので、確定申告や住民税の申告をお願いします。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

福島市国民健康保険にご加入の40歳～74歳の方へ

国保特定健康診査のご案内

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、**今年度の集団健診は中止**となります。
 なお下記のとおり、個別健診は実施しますので医療機関へ予約し受診してください。
 ※実施期間中であっても緊急事態宣言期間中は受診できませんのでご了承ください。

健診内容

身体計測、血圧測定、血液検査(血糖・脂質・肝機能検査)、
 尿酸検査・クレアチニン検査(腎機能検査)、尿検査、医師の診察、
 ※貧血・心電図・眼底検査(該当された方)

料 金

個別健診：無料

受診場所

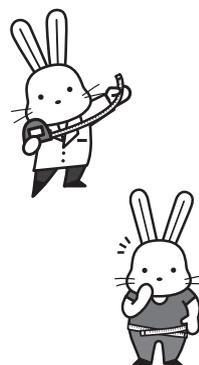
個別健診：市内の実施医療機関(予約が必要です)

実施期間

個別健診：6月1日(月)～10月31日(土)

必要な物

受診券、福島市国民健康被保険者証
 <詳しくは、6月号市政だより折込みチラシをご覧ください>



【お問い合わせ】 健康推進課 成人保健係 ☎525-7680

令和2年度 国民健康保険税納税通知書について

●令和2年度の納税通知書は7月中旬に発送予定です。

今年度は、課税限度額の改正が行われました。

また、一定所得以下の世帯に対し実施している均等割額・平等割額を軽減する制度では、所得判定基準が改正され、対象が拡大されます。

<税率等>

区 分	医療分		支援分 (改正なし)	介護分	
	改正内容	改正後		改正内容	改正後
所得 割 率	改正なし	7.6%	2.9%	改正なし	2.5%
均 等 割 額	改正なし	17,900円	6,000円	改正なし	7,800円
平 等 割 額	改正なし	18,900円	6,600円	改正なし	5,700円
課税限度額	20,000円の増額 (法令改正により)	630,000円	190,000円	10,000円の増額 (法令改正により)	170,000円

<均等割額・平等割額 軽減基準>

区 分	改正内容	所得判定基準(世帯の所得金額の合計)
7割軽減	改正なし	33万円以下
5割軽減	加算額を28万5千円に引上げ (31年度は28万円)	33万円+ 28万5千円 ×(被保険者+特定同一世帯所属者)以下
2割軽減	加算額を52万円に引上げ (31年度は51万円)	33万円+ 52万円 ×(被保険者+特定同一世帯所属者)以下

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

令和2年8月1日 国民健康保険高齡受給者証が更新になります

高齡受給者証は毎年8月更新のため7月下旬に郵送しますので末日までお待ちください。
 手続きは不要です。
 病院にかかるときは

国民健康保険
被保険者証
(薄緑色)

と

国民健康保険
高齡受給者証
(ピンク色)

の両方を提示してください。

有効期限の切れた高齡受給者証は、本年8月1日以降に個人情報を読み取れないように、細かく裁断するなどしてご自分で処分してください。

◆70歳から74歳の方の医療費の窓口での一部負担金の割合

判定基準(国保加入者の所得により判定します)	一部負担金の割合
①同一世帯の70歳から74歳の国保加入者全員の市・県民税の課税標準額が145万円未満 ②上記の①にあてはまらない世帯で70歳から74歳の国保加入者が療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が1月から7月までの場合は前々年)の12月31日において世帯主であって、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合、市・県民税の課税標準額から下記の(1)及び(2)の調整額を控除して145万円未満 [調整額](1)16歳未満の国保加入者の人数×33万円 (2)16歳以上19歳未満の国保加入者の人数×12万円 ③上記①・②にあてはまらない世帯で、同一世帯の70歳～74歳の国保加入者の所得合計額が210万円以下	2割
上記にあてはまらない場合(現役並み所得者)	3割

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

◆◆◆ 後期高齡者医療制度加入の皆様へ ◆◆◆

★令和2年度の保険料額決定通知及び納入通知書は8月初旬にお送りします★

〈令和2年度の保険料計算方法〉 保険料は被保険者さま全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。

保険料 (年額) 均等割額と所得割額の合計 ※最高限度額64万円 100円未満切捨て	=	均等割額 (被保険者全員が均等に負担) 43,300円 ※世帯の所得に応じて 軽減措置があります。	+	所得割額 (所得に応じて負担) (総所得金額等-33万円) ×所得割額8.23%
--	---	---	---	---

・年度途中で資格取得した場合はその月から、年度途中で資格喪失した場合は、その月の前月分まで(喪失日が月末の場合はその月まで)の保険料を負担します。

〈令和2年度の均等割額軽減措置について〉 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、下記のとおり均等割額は軽減されます。5割軽減・2割軽減の所得基準が拡大されます。

均等割の軽減割合			同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
元年度	今年度	3年度	
8.5割	7.75割	7割	【33万円】以下の場合
8割	7割	7割	【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合
	5割		【33万円+28.5万円*×被保険者数】以下の場合 *変更前の額28万円
	2割		【33万円+52万円*×被保険者数】以下の場合 *変更前の額51万円

【お問い合わせ】 国保年金課 高齡者医療係 ☎525-3724